

カリキュラムの改正について

パンフレットおよびホームページ等でご案内しておりました本研究科のカリキュラムにつき、一人ひとりの学力や計画に応じて、より効果的な学習が進められるよう、また、京都大学法科大学院との単位互換を推進するために、2017年4月1日より、以下のとおり改正することを決定しましたので、お知らせいたします。

1) 3年次春学期における必修科目の負担軽減

- ・3年次において必修科目となっている「憲法演習Ⅱ」、「行政法演習Ⅱ」を、2単位科目(授業回数15回)から1単位科目(授業回数8回)に変更し、両科目において扱っていた内容の一部を、新設する1単位の選択必修科目「憲法総合演習Ⅰ」、「行政法総合演習Ⅰ」において扱います。
- ・3年次において必修科目となっている「民法演習Ⅳ」を、選択必修科目「民法総合演習Ⅰ」に変更します。
※これに伴い、従前の「憲法総合演習」、「行政法総合演習」、「民法総合演習」は、その名称を「憲法総合演習Ⅱ」、「行政法総合演習Ⅱ」、「民法総合演習Ⅱ」に変更します。

現行カリキュラム(改正箇所のみ。右欄は対応科目)	2017年度以後の新カリキュラム(赤字は変更箇所)
憲法演習Ⅱ(2単位・必修)	憲法演習Ⅱ(1単位, 必修) 憲法総合演習Ⅰ(1単位, 選択必修)
憲法総合演習(1単位・選択必修)	憲法総合演習Ⅱ(1単位, 選択必修)
行政法演習Ⅱ(2単位・必修)	行政法演習Ⅱ(1単位, 必修) 行政法総合演習Ⅰ(1単位, 選択必修)
行政法総合演習(1単位・選択必修)	行政法総合演習Ⅱ(1単位, 選択必修)
民法演習Ⅳ(2単位・必修)	民法総合演習Ⅰ(2単位, 選択必修)
民法総合演習(1単位・選択必修)	民法総合演習Ⅱ(1単位, 選択必修)

2) 修了に必要な総単位数の負担軽減

- ・1)により、修了に必要な総単位数は、現行の106単位から102単位にします。
- ・A群(基礎科目)、C群(基幹科目)につき選択必修とされた単位数を超えて取得した選択必修科目、選択科目の単位数は、4単位まで、修了に必要な総単位数に算入することができます(この点は現行通り)。

3) 学期毎に登録可能な単位数上限の変更

1単位科目、通年2単位科目の増加に伴い、法学未修者3年次生、法学既修者2年次生が登録可能な単位数の学期毎の上限は、現行の22単位から23単位にします(一年間の上限は、現行通り44単位)。

4) 京都大学法科大学院との単位互換科目の追加

京都大学法科大学院において開講される商法総合1(2年次配当、前期開講)を、本研究科の必修科目である商法演習(2年次配当、秋学期開講)の単位互換科目にします。

これにより、本研究科生からみた京都大学法科大学院との単位互換科目は、次の通りとなります。

本研究科における必修科目		本研究科における選択必修科目・選択科目	
本研究科の科目	京都大学の科目	本研究科の科目	京都大学の科目
行政法演習Ⅰ	公法総合1	国際法Ⅰ	国際法1
刑法演習Ⅱ	刑法総合2	国際法Ⅱ	国際法2
民事訴訟法演習Ⅰ	民事訴訟法総合1	法律実務演習(民事法)	民事法文書作成
民事訴訟法演習Ⅱ	民事訴訟法総合2		
商法演習	商法総合1		